

私立学校における学校安全の推進について

1. 学校安全計画の策定

学校安全計画は、学校保健安全法第 27 条により全ての学校において策定し、これを実施することが義務付けられていることから、未策定の学校においては確実に策定いただきますようお願いいたします。その際、学校安全計画の中に、①学校の施設設備の安全点検、②児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全指導、③教職員に関する研修について盛り込むこと、また、学校安全計画は、毎年度、学校の状況や前年度の学校安全の取組状況等を踏まえ見直しを行った上で策定されるべきものであるため、随時、見直しを行っていただくようお願いいたします。

<学校安全計画を策定している学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 30 年度実績	96.3%	100.0%	100.0%	85.4%

<定期的又は必要に応じて、学校安全計画の見直しを行った学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 30 年度実績	94.0%	98.1%	97.9%	80.4%

※調査対象校：国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園

【参考 1】令和 4 年度からの第 3 次学校安全の推進に関する計画の策定に向けて、現在、中央教育審議会初等中等教育分科会学校安全部会において議論いただいているところです。

【参考 2】学校安全参考資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（平成 31 年 3 月）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/seikatsu03_h31.pdf

※126 ページから 135 ページに学校安全計画例を掲載

2. 危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）の作成

危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）は、学校保健安全法第 29 条により全ての学校において、危険等が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため作成が義務付けられております。未作成の学校においては、不審者侵入や自然災害への対応のほか、あらゆる場面における様々な危機事象を想定し、確実に作成いただきますようお願いいたします。また、学校の教職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において教職員が適切に対処するために必要な措置を講じ、随時、見直しを行っていただきますようお願いいたします。

<危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）を作成している学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 30 年度実績	97.0%	100.0%	99.9%	88.3%

<定期的又は必要に応じて、危機管理マニュアルの見直しを行った学校>

	平均	国立	公立	私立
平成 30 年度実績	92.2%	95.0%	97.1%	75.5%

※調査対象校：国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園

【参考】学校の「危機マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（令和 3 年 6 月）

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

学校の危機管理マニュアル作成の手引（平成 30 年 2 月）

https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/aratanakikijisyu_all.pdf

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（平成 24 年 3 月）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/saigai02.pdf>

3. 学校事故対応に関する指針に基づく対応

学校における事故の発生を未然に防ぐとともに、学校の管理下で発生した事故に対し、学校及び学校の設置者が適切な対応を図るため、文部科学省に設けられた有識者会議において検討を行い、平成 28 年 3 月に「学校事故対応に関する指針」を作成しています。

本指針では学校や学校の設置者等に対し、

- ・保護者や地域、関係機関等との連携・協働体制の整備
- ・学校内や学校設置者から学校への事故事例の共有
- ・学校の管理下で発生した死亡事故及び重篤な事故についての学校から設置者等への報告
- ・学校設置者による死亡事故についての検証・分析

を求めています。

特に、死亡事故の発生時、本指針に基づく詳細調査を実施した場合は、国に対する報告が必要であり、引き続き適切にご対応をお願いいたします。

【参考】学校事故対応に関する指針（平成 28 年 3 月）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/guideline-jikotaiou/index.html>

「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理

（令和 2 年 3 月）

<https://anzenkyouiku.mext.go.jp/mextshiryou/data/jikoshishinseiri.pdf>

「学校事故対応に関する指針」に基づく適切な事故対応について（通知）

（令和 3 年 5 月）

https://www.mext.go.jp/content/20210831-mxt_kyousei01-1419593-2.pdf

学校安全計画

概要・作成状況

- 学校保健安全法第27条（平成21年改正で追加）に基づき各学校で策定。
- 全ての学校（1条校）に作成義務。（専修学校、幼保連携型認定こども園にも準用）
- 学校の安全に関する取組（安全教育・安全管理の両方を含む）の年間計画。
- 每学期1回以上、計画に基づく点検を行う義務（施行規則第28条）。

学校保健安全法（抄）

（学校安全計画の策定等）






第二十七条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の施設及び設備の安全点検、児童生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修その他学校における安全に関する事項について計画を策定し、これを実施しなければならない。

策定状況（30年度末）

策定している学校の割合		96.3%
策定している学校のうち、安全指導について盛り込んでいる学校の割合		99.4%
策定している学校のうち、職員研修等について盛り込んでいる学校の割合		87.8%
策定している学校のうち、計画の見直しを行った学校の割合		94.0%
策定している学校のうち、計画や安全教育等の学校安全の取組を保護者に周知している学校の割合		78.9%

（出典）学校安全の推進に関する計画に関する取組状況調査（平成30年度実績）

記載内容例（小学校）

	4月	5月	6月	7月・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
安全教育	・安全な登下校	・防犯教室 	・安全なプールの利用の仕方	・自転車乗車時の約束 	・校庭や屋上の使い方の決まり	・乗り物の安全な乗り降りの仕方	・校庭や屋上の使い方の決まり	・冬休みの安全な過ごし方	・「おかしも」の約束	・身近な道路標識 	・けがをしやすい時間と場所
安全管理	・避難路の確認	・諸設備の点検	・学校環境の安全点検及び整備	・夏季休業前や夏季休業中の校舎内外の点検	・校庭や屋上など校舎外の整備	・校外学習時の道路の歩き方	・安全な登下校 	・凍結路や雪道の歩き方	・防災用具の点検・整備 	・学区内の安全施設の確認	・1年間の評価と反省
組織活動	・春の交通安全運動期間の街頭指導 	・熱中症予防と発生時の対応	・地域ぐるみの学校安全推進委員会	・地域パトロール意見交換会	・秋の交通安全運動期間の街頭指導	・学校安全委員会	・地域教育会議	・年末年始の交通安全運動の啓発	・地域パトロール意見交換会	・学校安全委員会	・地域ぐるみの学校安全推進委員会

※学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」に記載例を示している

危機管理マニュアル(危険等発生時対処要領)

根拠・作成状況

- 学校保健安全法第29条（平成21年改正で追加）に基づき各学校で作成。
- 全ての学校（1条校）に作成義務。（専修学校、幼保連携型認定こども園にも準用）
- 危険発生時に学校の教職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めたマニュアル。作成状況

作成率	97.0%
作成している学校のうち盛り込んでいる内容の割合	生活安全 95.5%
	災害安全 97.0%
※いずれも30年度末	交通安全 75.0%

学校保健安全法（抄）

（危険等発生時対処要領の作成等）

第二十九条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領（次項において「危険等発生時対処要領」という。）を作成するものとする。

2 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

3 学校においては、事故等により児童生徒等に危害が生じた場合において、当該児童生徒等及び当該事故等により心理的外傷その他の心身の健康に対する影響を受けた児童生徒等その他の関係者の心身の健康を回復させるため、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。この場合においては、第十条の規定を準用する。

作成のガイドライン

※平成14年から作成

学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き（H24.3）

- 東日本大震災を受けて、地震・津波を想定した事前、発生時、事後の危機管理について、学校防災マニュアル(危機管理マニュアルと同義)の作成、見直し、改善の行う際の留意点や手順、各種資料等を示したもの。



学校の危機管理マニュアル作成の手引（H30.2）

- 近年の様々な安全上の課題を踏まえて、不審者侵入、交通事故、気象災害、地震・津波、弾道ミサイル発射、学校への犯罪予告などを想定した危機管理マニュアル作成の手引。特別支援学校・幼稚園における留意点も記載。



記載内容

<事前の危機管理>

- ・体制整備：学校と関係機関（教育委員会、警察、医療機関、首長部局、PTAなどとの連携体制、協議会など）
- ・点検：危険箇所の抽出
 - ・分析・管理
- ・避難訓練：避難計画の策定と訓練の実施



- ・教職員研修：学校安全の中核となる教員の養成、研修、校内研修
- ・安全教育：危険予測・危険回避能力の育成、学校安全計画に基づく系統的な指導「通学路安全マップ」の作成



<発生時の危機管理>

- ・事故発生直後の対応

<事後の危機管理>

- ・安否確認
- ・引渡しと待機
- ・教育活動の継続
- ・避難所協力
- ・心のケア
- ・調査・検証・報告・再発防止等



評価・見直しガイドライン

学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン（R3.6）

- 見直し・改善を行う際の視点・考え方、その他の参考となる掲載を解説した内容をはじめ、マニュアルを見直す際に参考になる情報として「コラム」も掲載。



学校事故対応に関する指針

経緯など

- 全国で、学校現場における重大事故・事件発生
 - ・ 体育活動中の事故（京都市プール事故、平成24年）
 - ・ 食物アレルギーによる給食事故（調布市給食事故、平成24年）
 - ・ 自然災害（大川小学校事故、平成23年）等
- 情報公開や原因の検証に対する学校及び設置者の対応について、国民の関心の高まり（平成26年大川小学校事故検証報告書）。
- 事件・事故後の学校側の対応を強化する必要性
- 有識者会議を開催し、事故後対応の在り方、対応の実態について議論（平成26年度）。事故後対応の在り方について検討（平成27年度）。
- 平成28年3月に「学校事故対応に関する指針」を取りまとめ。平成28年度から、同指針に基づく、事故後の調査の実施などを都道府県等に依頼。
- 幼稚園・認定こども園における事故、児童生徒の自殺、食物アレルギー事故には個別に対応指針があるため、本指針は適用されない。

実施状況

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
死亡事故 ^{※1}	36	20	28	20	9
詳細調査 ^{※2} (死亡事故)	5	2	1	0	0
詳細調査 ^{※3} (死亡以外)	4	4	0	0	0

※1 「指針」では学校の管理下における死亡事故について、文科省に事故直後一報することを求めている。その件数。

※2 「指針」に基づき設置者等が行った詳細報告書の件数(文科省に提出されたもの)。

※3 年度は事件・事故の発生時による(令和3年4月5日時点)。

指針に基づく対応

未然防止のための取組

- 教職員研修の充実、各種マニュアルの策定・見直し
- 安全教育の充実、安全管理の徹底
- 事故事例の共有(情報の集約・周知)
- 緊急時対応に関する体制整備

事 故 発 生

事故発生直後の対応

- 応急手当の実施
- 被害児童生徒等の保護者への連絡

初期対応時の対応

- 死亡事故及び治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う場合等重篤な事故については、学校の設置者等に事故報告
- 死亡事故については都道府県教育委員会等を通じて国に報告
- 学校による基本調査(教職員・児童生徒等への聴き取り等、調査開始から3日以内を目処に終了し、整理した情報を学校の設置者に報告)

学校の設置者による詳細調査への
移行の判断

詳細調査の実施

- 学校の設置者等が、中立的な立場の外部専門家等からなる調査委員会を設置して実施
- 調査委員会又は学校の設置者は調査結果を被害児童生徒等の保護者に説明(調査の経過についても適宜適切に報告)
- 調査結果を学校の設置者等に報告、報告を受けた調査結果については、都道府県教育委員会等を通じて国に提出

再発防止策の策定・実施

- 学校、学校の設置者等は報告書の提言を受け、速やかに具体的な措置を講ずる、講じた措置及び実施状況について、適時適切に点検・評価
 - 国は、提出された報告書を基に情報を蓄積、教訓とすべき点を整理した上で、全国の学校の設置者等に周知(文部科学省HP^{※4}に掲載)
- ※4 「学校事故対応に関する指針」に基づく詳細調査報告書の横断整理(作成・公表)

「第3次学校安全の推進に関する計画」(答申案) 概要

I 総論

第3次学校安全の推進に関する計画(計画期間:令和4年度から令和8年度)において取り組むべき施策の基本的な方向性、目指す姿は以下のとおりとする。

<施策の基本的な方向性>

- 学校安全計画・危機管理マニュアルを**見直すサイクルを構築**し、学校安全の実効性を高める
- 地域の多様な主体と密接に**連携・協働**し、**子供の視点**も踏まえた安全対策を推進する
- 全ての学校における**実践的・実効的な安全教育**を推進する
- 地域の災害リスク**を踏まえた**実践的な防災教育・訓練**を実施する
- 事故情報や学校の取組状況などデータを活用し**学校安全を「見える化」**する
- 学校安全に関する**意識の向上**を図る(学校安全文化の醸成)

<目指す姿>

- 全ての児童生徒等が、自ら適切に判断し、主体的に行動できるよう、安全に関する資質・能力を身に付けること**
- 学校管理下における児童生徒等の死亡事故の発生件数について限りなくゼロとすること
- 学校管理下における児童生徒等の負傷・疾病の発生率について障害や重度の負傷を伴う事故を中心に減少させること

「第3次学校安全の推進に関する計画」(答申案) 概要

II 学校安全を推進するための方策

1. 学校安全に関する組織的取組の推進

- 学校経営における学校安全の明確な位置付け
- セーフティプロモーションスクールの考え方も参考とし、学校安全計画を見直すサイクルの確立
- 今後想定される大規模災害など地域ごとのリスクを踏まえた危機管理マニュアルの見直し
- 学校における学校安全の中核を担う教職員の位置付けの明確化、研修の充実
- 教員養成における学校安全の学修の充実

2. 家庭、地域、関係機関等との連携・協働による学校安全の推進

- コミュニティ・スクール等の仕組みを活用した地域との協働による学校安全の推進
- 通学時の安全確保に関する地域の推進体制の構築、通学路交通安全プログラムの充実・強化
- SNSに係る被害、痴漢等を含む性被害の根絶に向けた防犯対策の促進

3. 学校における安全に関する教育の充実

- 児童生徒等が自ら危険を予測し、回避する能力を育成する安全教育の充実、指導時間の確保
- 地域の災害リスク、正常性バイアスの学習を含めた実践的な防災教育の推進、関係機関(消防団等)との連携の強化
- 幼児期からの安全教育の充実、幼児期、特別支援学校における安全教育の好事例等の収集
- ネット上の有害情報対策(SNSに起因する被害)、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」等を踏まえた性犯罪・性暴力対策(生命(いのち)の安全教育)など、現代的課題に関する教育内容について、学校安全計画への位置付けを推進

「第3次学校安全の推進に関する計画」(答申案) 概要

4. 学校における安全管理の取組の充実

- 学校における安全点検に関する手法の改善 (判断基準の明確化、子供の視点を加える等)
- 学校設置者による点検・対策の強化 (災害時に備えた専門家との連携等)
- 学校施設の老朽化対策・水害対策、非構造部材の耐震対策の推進
- 重大事故の予防のためのヒヤリハット事例の活用
- 重大事故発生後の国への報告 (学校事故対応に関する指針) に関する検討

5. その他、横断的な事項等

- 学校安全に関する情報の見える化、共有、活用の推進
(調査項目、調査方法の見直し等)
- 災害共済給付等データを活用した分かりやすい啓発資料の周知・効果的な活用
- 設置主体 (国立・公立・私立) に関わらない、学校安全に関する研修等の情報・機会の提供
- AIやデジタル技術を活用した、科学的なアプローチによる事故予防に関する取組の推進
- 学校安全を意識化する機会の設定の推進
(各学校の教職員等の意識を高める日・週の設定)
- 国の学校安全に関する施策のフォローアップ体制の充実

生命の安全教育教材・指導の手引きの作成について

「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」に基づき、内閣府・文部科学省が連携し、有識者の意見も踏まえ、生命の安全教育のための教材及び指導の手引きを作成。これにより、性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないための教育を推進。

1. 教材・指導の手引きの内容

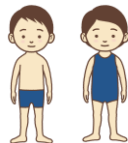
- ・発達段階に応じた、「生命（いのち）を大切にする」「加害者にならない」「被害者にならない」「傍観者にならない」ための教材等を作成
- ・具体的には、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考えることや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を、発達段階に応じて身に付けることをめざす。
- ・また、各段階に応じたねらいや展開、児童生徒から相談を受けた場合の対応のポイント、指導上の配慮事項、障害のある児童生徒への指導方法の工夫、保護者への対応等を示した指導の手引きを作成。

(主な教材の内容)



【幼児期】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応 等



【高校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害、セクハラの例示）
- ・二次被害について
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【小学校】

- ・「水着で隠れる部分」は自分だけの大切なところ
- ・相手の大切なところを、見たり、触ったりしてはいけない
- ・いやな触られ方をした場合の対応
- ・SNSを使うときに気を付けること（高学年） 等



【特別支援教育】

- ・小学校等向けの教材を活用しつつ、障害の状態を踏まえ教材を工夫して実施。
- ・児童生徒の発達段階や障害の状態等に応じた個別指導を実施。



【中学校】

- ・自分と相手を守る「距離感」について。
- ・性暴力とは何か（デートDV、SNSを通じた被害の例示）
- ・性暴力被害に遭った場合の対応 等



【高校卒業前、大学、一般（啓発資料）】

- ・性暴力の例、実態
- ・身近な被害実態
- ・性暴力が起きないようにするためのポイント
- ・性暴力被害に遭った場合の対応・相談先 等

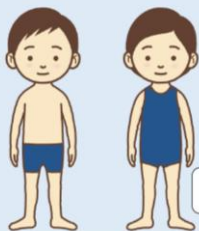


2. 今後の取組

令和3年度から本教材等の周知を行うとともに、本教材を活用した実証事業を実施予定。当該事業の成果も踏まえ、教材等の改善を図る。

幼児向け教材例

みずぎでかかれるところは
じぶんだけの
だいじなところだからだよ



いろんなひとに
みせるところ
じゃないんだね!

くち・かお もだいじだよ!

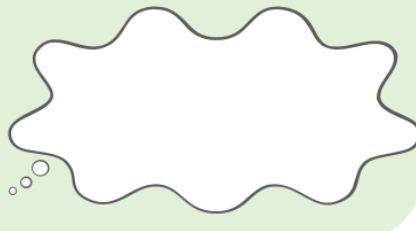


10

小学生（低・中学年向け）教材例

ワークシート

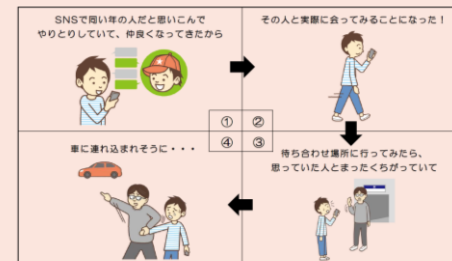
びっくりしたり、いやなきもちに
なったりするときって
どんなときかな？



15

小学生（高学年）向け教材例

SNSを使うときに気をつけること
SNSでやりとりしている相手は
本当に信らいい人なのかな？



8

中学生向け教材例

性暴力の例【デートDV】

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、結婚している相手など親密な間柄の相手からふるわれる暴力のことです。恋人同士の間で起こる暴力のことを「デートDV」と言います。

どんなことがデートDVになるの？

身体的暴力

精神的暴力

性的暴力

経済的暴力



- 暴力を手段として、相手を思いどおりにしたり、一方的に言うことを聞かせようとします。
- 殴る、蹴るといった体に対する暴力だけでなく、相手をバカにしたり無視をすといった行為もDVです。

こんな思い込みをしていませんか？

相手を独占したり、束縛したりすることが愛情表現

愛があれば暴力は許される

男は強引なほうが、いい女は素直にしたほうが

親しい間柄でも自分と相手の気持ちを大切にしましょう

- 自分がいやだと思ったことはいやと言える
- 相手がいやがることはしない

7

高校生向け教材例

性暴力が起きないようにするためには

性暴力の被害者と加害者を生まないためには、自分を大切に、相手も大切にして、相手とよりよい人間関係をつくっていくことがとても大事です。

よりよい人間関係をつくることは、性暴力を防ぐことにつながっていきます。

自分を大切に

相手を大切に

暴力をゆるさない

SNS等を通じた被害を例にすると・・・

自分の下着姿や裸の写真を撮ったり、送ったりしない

相手の下着姿や裸の写真を送らせたり、SNSに投稿したりしない

誰かの性的な写真が送られてきたら、そのままにしないで依頼できる人に相談しましょう

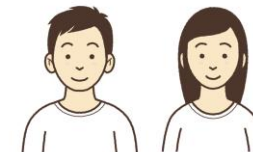


13

高校生（卒業直前）・大学生・一般向け啓発資料例

お互いの心と体を大切に

— 性暴力のない社会に向けて —



誰もが自分の心と体を尊重される権利を持っています。しかし、望まない性的な行為によって、その権利が侵害されてしまいます。この冊子には、自分と体を大切に、周りの人の心と体も大切にすることをヒントが書かれています。一人で、あるいは周りの人と一緒に読んで、今日から自分に何ができるかを考えてみましょう。

目次

- 性暴力とは
- どのような被害が起きているの？
- 身近でこのような被害が起きます
- 性暴力が起きないようにするには
- 困った時はどうすればいいの？
- 相談先

各段階の教材・指導の手引き等は、以下のURL及び左記QRコードよりダウンロードできます。各学校において、授業等での教材の投影・配付等をお願いいたします。文部科学省ホームページ：「性犯罪・性暴力対策の強化について」（URL）https://www.mext.go.jp/a_menu/danjo/anzen/index.html



【委託事業 令和3年度事業開始】

課題・背景

性暴力は、被害者の尊厳を踏みにじり、その心身に長期にわたり重大な悪影響を及ぼすものであり、絶対に許されない。昨年決定した「**性犯罪・性暴力対策の強化の方針**」に基づき、「生命（いのち）を大切にする」、「加害者・被害者・傍観者にさせない」ための「**生命（いのち）の安全教育**」を地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れられるよう取組を加速し、**全国に展開していく必要がある**。

また、女性に対する暴力が生まれる背景には女性の人権を軽視する傾向がある（2018,国連）と指摘があり、性被害・性暴力の背景にある性差別意識の解消を図る。

取組の必要性

◆「**経済財政運営と改革の基本方針2021**について」（R3.6.18閣議決定）
第2章. 5（2）女性の活躍
「…、**性犯罪・性暴力対策の強化**などの取組を推進する。…」

◆「**女性活躍・男女共同参画の重点方針2021**」（R3.6.16すべての女性が輝く社会づくり本部・男女共同参画推進本部決定）
Ⅲ 女性が尊厳と誇りを持って生きられる社会の実現
（1）女性に対するあらゆる暴力の根絶
③生命（いのち）の安全教育の**令和5年度全国展開に向けた取組**
「生命（いのち）の安全教育」について、保護者への周知を含め、進める。このため、性被害の未然防止を目的とした**予防啓発教材を活用したモデル事業を令和3年度、令和4年度に実施し、教育機関における実証を通じた指導モデルを開発する。**

◆「**第5次男女共同参画基本計画**」（R2.12）
第5分野・女性に対するあらゆる暴力の根絶
生命の尊さを学び生命を大切にする教育、自分や相手、一人一人を尊重する教育をさらに推進するとともに、**性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう、幼児期から子供の発達段階に配慮した教育の充実を図る。**

I 学校等における生命（いのち）の安全教育の推進

i) 指導モデルの開発

子供たちを性暴力の当事者にしないため、内閣府と共同で作成した「生命（いのち）の安全教育」の教材と指導の手引きを活用して、実践校において指導モデルを作成する。実践校や教育委員会等では、子供たちへの指導の充実や教職員の理解を深めるための研修や、外部講師や外部有識者等の地域と連携を図り取組を進め、指導モデルの普及・展開を図る。（幼・小・中・高・特支）

ii) 指導事例の収集等

学校種や地域性などの特性を踏まえた多様な指導事例（指導案）や、全体計画モデル事例、教員研修のノウハウなど、全国のモデルとなる指導事例等についてとりまとめる。さらに、教員等の指導の充実を図るため、性暴力・性犯罪被害に関する現状と今後の取組の方向性などについて、教育委員会や学校に広く、周知・展開を図り、全国の学校等の教育の現場において「生命（いのち）の安全教育」に取り組むことができる環境を整備する。

「生命（いのち）の安全教育」の教材抜粋



幼児向け教材例
みずぎでかかれるところはじぶんだけのだいじなところだからだよ

小学生向け教材例
SNSを使うときに気をつけること SNSでやりとりしている相手は本当に信頼していい人なのかな？

中学生向け教材例
性暴力の例【デートDV】
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、継続している相手や親戚など関係のある相手から受ける暴力のことです。人間関係の間に起こる暴力のことをデートDVと呼びます。

高校生向け教材例
性暴力が起きないようにするためには
性暴力の被害者と加害者を生かすためには、自分を大切に、相手も大切に、相手よりよい人間関係を築くことが、何事かを成すことにつながります。

II 学校と地域で育む男女共同参画の促進

小・中学生を対象に、男女の尊重や自分を大事にすることの理解、固定的な性別役割分担意識解消の理解を深める教育プログラムを活用して、児童生徒に対して、性差に関する偏見や固定的な性別役割分担意識の解消を図るプログラムの実証を行う。